

大阪市告示第 484 号の 2

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 27 条第 2 項の規定により、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）がその権限に属する事務の一部をその指名する委員に行わせることとしたので、大阪市公正職務審査委員会規則（平成 18 年大阪市規則第 62 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

大阪市長 横山英幸

1 委員会が指名する委員

東 重彦

2 委員会が行わせる事務

- (1) 条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報及び第 12 条第 1 項に規定する不利益取扱いに係る申出（以下「不利益取扱申出」という。）の受付（郵便及び電子メールによる方法に限る。）
- (2) 条例第 10 条に規定する公益通報の結果通知並びに第 16 条第 1 項に規定する不利益取扱申出の進捗状況に関する情報提供及び同第 2 項に規定する不利益取扱申出の結果通知の発送

3 代行する公益通報の受付先

(1) 電子メールアドレス

tsuuhou-osaka@global-law.gr.jp

(2) 住所

〒530-0047

大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 4 階

グローバル法律事務所

4 代行する公益通報の受付開始時期

令和8年4月1日（水）

（総務局監察部監察課）

（令和8年4月1日揭示済）